

習志野市国土強靱化地域計画 概要版

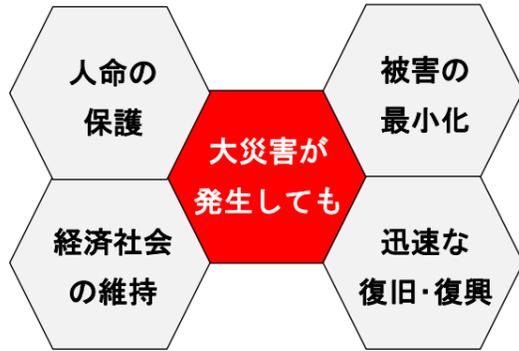
1 計画策定の趣旨

本市では、東日本大震災において震度5強を観測し、国道14号よりも海側の埋立地区や以北の一部の地区で液状化により、建物やライフライン施設に甚大な被害が発生しました。

また、近年増加する局地的な集中豪雨や台風、竜巻等突風などに起因する風水害等による被害を軽減するため、総合的な治水対策等を推進するとともに、住民避難を基本とした情報伝達や避難対策を強化し、ハードとソフトの両面から自助・共助・公助が連携した防災・減災対策が急務となっています。

そのような中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。

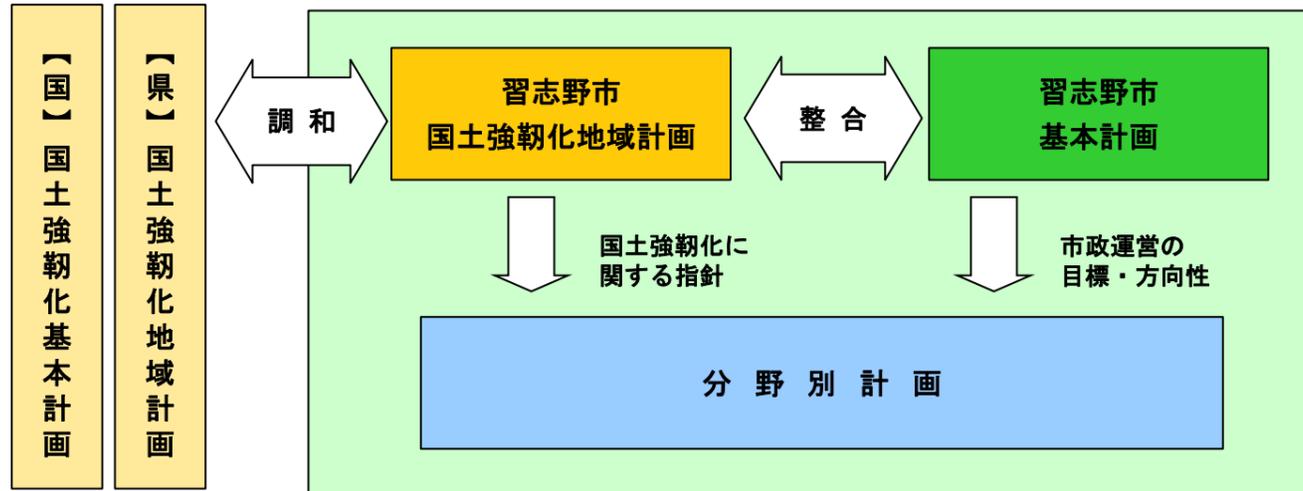
これらを鑑み、大規模自然災害等が発生したとしても、市が機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守るため、また、迅速な復旧・復興が可能なまちを目指し、「習志野市国土強靱化地域計画」を策定いたします。



国土強靱化のイメージ(出典：内閣官房)

2 計画の位置づけ

習志野市国土強靱化地域計画は、市の最上位計画である市基本計画との整合を図りつつ、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の分野別計画における国土強靱化の指針として、基本法第13条に基づき策定し、国土強靱化基本計画と千葉県国土強靱化地域計画と調和を図っております。



3 国土強靱化を地域で推進する上での目標等の設定

国土強靱化基本計画並びに千葉県国土強靱化地域計画との調和を保ち、地域強靱化を推進する上で、「基本目標」「事前に備えるべき目標」「対応策」を次のとおり設定いたします。

基本目標	
I	人命の保護が最大限図られること
II	市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
III	市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
IV	迅速な復旧・復興
事前に備えるべき目標	
1	大規模自然災害等が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる
2	大規模自然災害等発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
3	大規模自然災害等発生直後から、必要不可欠な行政機能を確保する
4	大規模自然災害等発生直後から、必要不可欠な情報通信機能を確保する
5	大規模自然災害等が発生しても、経済活動(サプライチェーン含む)が機能不全に陥らない
6	大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7	制御不能な二次災害を発生させない
8	大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
対応策	事前に備えるべき目標
① 情報収集伝達体制の強化	1・2・4・8
② 避難施設の充実	1・2・3
③ 迅速な復旧・復興及び二次被害防止に向けた体制整備	4・6・7
④ 国・県・他自治体・地域住民・民間事業者等との連携推進	1・2・5
⑤ 地域の災害対応力向上及び地域特性を踏まえた対策	1・3・8
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	1・3・5
⑦ 民間施設・設備(社会福祉施設、児童福祉施設含む)の防災性向上	1・3・5
⑧ 市街地の防災性向上	1・3・7
⑨ 道路・橋りょう等の防災性向上	1・2・6・7
⑩ 河川・排水施設等の防災性向上	1・8
⑪ 土砂災害の発生予防	1・2
⑫ 公園・緑地等の防災性向上	1・2・7